

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成19年11月15日（木）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成１９年１１月１５日		開 会
		午前 ９時３０分
		閉 会
		午前１０時２１分
出席者	委員	加 藤 明 徳 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 江 成 直 士 小 池 義 和 大 沢 洋 子 久保田 隼 夫 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦
	議員	議長 稲 垣 稔 副議長 大 上 和 夫
欠席者	な し	
説明のため出席者	な し	
事務局職員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班副主幹 中村同課調査班担当課長 田中庶務課長	

協議事項	平成19年相模原市議会12月定例会の運営について (1) 会期 (2) 会議開催日 (3) 代表質問・個人質疑通告期限、一般質問通告期限 (4) 議事日程 (5) 一般質問通告者数について (6) その他 ① 全員協議会の開催について ② 部会の開催について ③ 議員派遣の議決について ④ 理事者席について ⑤ 血圧測定について ⑥ 3月定例会会議日予定（仮案）について その他
傍聴者	あり
署名	委員長 岸 浪 孝 志

午前9時30分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

お諮りする。本日、神奈川新聞社より、当委員会の写真撮影をしたいとの申し出があるが、これを許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので許可することに決した。

—————◇○○◇—————

平成19年相模原市議会12月定例会の運営について

○岸浪委員長 平成19年相模原市議会12月定例会の運営についてを議題とする。

資料について、事務局から説明させる。

議会事務局長。

○今田議会事務局長 12月定例会の会期について、私から説明する。お手元の資料1をごらんいただきたい。

この日程案は9月定例会最終日に説明しているとおりだが、改めて確認の意味で説明する。

11月21日水曜日が初日で、翌日22日が代表質問・個人質疑、一般質問の通告期限となっている。本会議2日目、12月4日は代表質問・個人質疑が行われる。5日、6日、7日に一般質問が行われ、10日から14日までの間に、委員会がそれぞれ記載のとおり開かれる。最終日が12月21日となり、委員長報告と採決になる。なお、本会議終了後、全員協議会をお願いしたいと考えている。議会運営委員会は、最終日12月21日の本会議終了後をお願いしたいと思っている。このほか、議会だよりのための議会運営委員会を1月22日をお願いしたいと思っている。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 引き続き、議事日程等について説明する。資料

2をごらんいただきたい。

今期１２月定例会に付議される事件一覧で、市長から提出される議案等は、議案１０件、内訳については記載のとおりである。報告案件３件、合計１３件である。このほかに、付議予定案件として人事案件が２件予定されている。後ほど説明するが、議提議案１件については、お手元に配付している。

議案の内容について説明する。

議案第１２７号相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例については、小児医療費助成のうち、通院に係る医療費の助成の対象を９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの者に拡大するということで、具体的には小学校３年生までに拡大するものである。

議案第１２８号相模原市立こどもセンター条例の一部を改正する条例については、相模原市立横山こどもセンターを設置することに伴う改正で、公布の日から起算して５カ月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するものである。こどもセンターの位置については、具体的には横山小学校の校地の中である。

議案第１２９号相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例については、横山児童クラブ、中野児童クラブの移転に伴う位置の規定の改正と、こちらは旧城山町だが、広陵児童クラブ、広田児童クラブの設置に伴う規定を追加するものである。

議案第１３０号相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例については、橋本駅北口第１自転車駐車場に１日利用の駐車料を収受する施設を設置することに伴い、１日利用に係る駐車料の納入の規定の改正をするものである。具体的には、ゲートシステムを導入し、前払いから後払いに変更するという内容である。

議案第１３１号工事委託協定については、相模線南橋本駅橋本駅間都市計画道路大山氷川線立体交差工事で、委託金額は１７億１，０００万円、協定の相手方は東日本旅客鉄道株式会社である。

議案第１３２号相模原市土地開発公社定款の変更については、経理方法の見直し等に伴う相模原市土地開発公社定款の変更について、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により提案するものである。

議案第 1 3 3 号平成 1 9 年度相模原市一般会計補正予算、補正額は 1 億 6, 0 0 0 万円である。

議案第 1 3 4 号平成 1 9 年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号は、補正額は 1 億 6, 4 3 0 万円である。

議案第 1 3 5 号平成 1 9 年度相模原市老人保健医療事業特別会計補正予算第 2 号は、3 0 0 万円の補正額で、主に人件費である。

議案第 1 3 6 号平成 1 9 年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算第 1 号は、4 億 2, 1 0 0 万円である。

次は報告案件で、報告 1 8 号専決処分の報告については、相模原市手数料条例の一部を改正する条例についてで、所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による建築基準法の改正に伴って、租税特別措置法及び建築基準法の条項の移動に対応する部分の整理をするものである。

報告第 1 9 号専決処分の報告についても、都市計画法による市街化調整区域等における開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例で、内容としては、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律による都市計画法の改正及び都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行に伴う、関係政令の整備に関する政令による都市計画法施行令の改正に伴い、法令及び政令の条項の移動に対応する部分の整理をするものである。

報告第 2 0 号専決処分の報告については、上から 3 件は、交通事故に係る損害賠償額の決定の専決処分である。その下に緑地管理に係る損害賠償が 1 件、続いて、道路管理に係る損害賠償額の決定の専決処分が 2 件、最後に、下水道管理に係る損害賠償額の専決処分である。

先ほど、付議予定案件は人事 2 件と話したが、副市長の選任についてと固定資産評価委員の選任についてである。

議提議案については、政令指定都市移行に向けた神奈川県から相模原市への事務移譲に関する県市基本協定等の締結について議会の議決事件と定める条例についてである。

監査報告は 1 4 件ある。

人事案件の上程時期については、現段階では未定である。

続いて、資料２－２をごらんいただきたい。提出が予定される請願、陳情等だが、既に提出されたものとして、事務局で受け付けをした陳情は、高校教科書の沖縄戦集団自決の記述への検定問題に関する意見書の提出を求めることについてである。議員の皆様には、文書表は未配付である。

今後提出が予定されるもの、都市再生機構（公団）住宅売却・削減に反対する意見書の提出を求めることについては、本日あるいは明日ぐらいに提出が予定されている。

資料３をごらんいただきたい。閉会中継続審査案件だが、９月定例会に上程された請願１件、陳情３件が継続審査案件となっているので、引き続いて、本定例会で審査をお願いするものである。

資料４をごらんいただきたい。日程案だが、第１日目の１１月２１日は、提案理由の説明をお願いする。通し番号１１、議提１４号についても、初日に提案説明をお願いしたいと考えている。

第２日目、１２月４日だが、代表質問・個人質疑の終了後に、議案について各委員会への付託である。議提１４号は総務委員会へ付託する。

３日目、４日目、５日目の３日間是一般質問である。

最終日６日目、１２月２１日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、その後に、専決処分の報告、監査報告ということで日程が進められる。

○岸浪委員長 議提議案第１４号は、お手元にお配りしている内容のものである。

ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いします。――

ないようなので、日程１の（１）から（４）までについては、事務局の説明のとおり決定する。

（５）一般質問の通告者数について確認したいと思うので、各会派から人数の報告をお願いします。

新政クラブ。

○久保田（隼）委員 １２月が９、３月が８、合計１７である。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 １２月が４、３月が３でお願いしたい。

○岸浪委員長 民主クラブ。

- 小池委員 4、4の8である。
- 岸浪委員長 無所属クラブ。
- 東條委員 2、3である。
- 岸浪委員長 市民連合。
- 江成委員 2、3でお願いします。
- 岸浪委員長 共産党。
- 藤井委員 2、2でお願いします。
- 岸浪委員長 無所属の方2人については、後日、事務局で調整させる。

ただいま報告をもらった。これで確認させてもらうので、よろしくお願いいたします。

(6) その他に入る。事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 その他について説明する。

まず1点目、全員協議会の開催についてである。11月21日本会議終了後に、全員協議会の開催をお願いしたいと考えている。内容は、平成21年度以降の指定管理者の指定に向けた取組について、都市公園等駐車場の有料化について、以上2件である。

次に、部会の開催についてである。総務部会は、12月10日の総務委員会終了後、新たなパートナーシップ推進施策についてである。民生部会は12月13日委員会終了後で、内容は、高齢者の医療制度改革に伴う本市の対応について、陽光台地区こどもセンターの基本設計についての2件である。環境経済部会は12月12日委員会終了後で、一般廃棄物処理基本計画についてである。建設部会は、仮称市営南台団地建設事業基本設計についてである。11月21日本会議終了後に全員協議会を開催予定だが、その終了後をお願いしたいと考えている。文教部会は12月17日委員会終了後で、さがみはら未来をひらく学びプラン（案）についてである。

資料6をごらんいただきたい。議員派遣についてだが、1番と2番については、前回、簡易採決をしている。3番の行政視察については、前回は起立または挙手による採決をしているが、今回の取り扱いについて、協議してもらいたいと考えている。

資料7をごらんいただきたい。10月1日に政令指定都市担当部長が発令された。本会議場の席としては、従前だと総務課長の隣は保健所長、以下同じように右側に記載している理事者が座っていたが、保健所長と総務課長の間に座る。これにあわせて、本会議開会前に、政令指定都市担当部長の紹介をしたいと考えている。

⑤については特に資料はないが、血圧測定、一般質問1日目、2日目、具体的には12月5日、6日の昼休みに実施するので、利用してもらいたい。

○岸浪委員長 議会事務局長。

○今田議会事務局長 3月定例会の仮日程案について説明する。お手元の資料8をごらんいただきたい。

2月19日が初日で、最終日を3月26日に行う内容になっている。3月3日、4日が代表質問・個人質疑、5日、6日、7日の3日間、一般質問が行われ、翌週の11日火曜日から翌々週の17日月曜日まで、総務委員会、環境経済委員会、民生委員会、建設委員会、文教委員会が行われる。最終日が委員長報告、それから採決を行ってもらう内容で、本会議終了後に議運をお願いしたいと思っている。また、この本会議を始める前の3月定例会初めの議運を、2月13日午前9時30分からお願いしたいと思っている。

○岸浪委員長 その他の項目、⑥まで数が多いが、一括して質疑、発言があったらお願いします。

共産党。

○藤井委員 議員派遣の議決について取り扱いの協議をという話だったが、前回と同様にしてもらいたい。

○岸浪委員長 ほかに項目があるが、まず、この件からまとめていきたいと思う。議員派遣の中で、(3)公職研欧州地方行政調査団に、2月10日から2月17日、ドイツ、イギリス、フランス、金子議員がその対象になる。この採決方法についての話があって、今、共産党から話があった。ほかに発言があったらお願いします。

新政クラブ。

○中村委員 共産党の意向はかねてから承知しているので、わかりや

すく言うと、１と２を一括で３は別にという形でいいのか。もし、そういう意向だったら、９月議会でそういう方向でやっているの、そのような流れでいいのではないかと思う。

○岸浪委員長 新政クラブからそのような話があったが、ほかに発言があったらお願いします。――

では、この件については、端的に言えば９月と同じような形で、（１）、（２）は簡易採決、（３）は起立採決をしていくという話だった。いいか。

――
では、確認させてもらう。

ほかにあるか。――

ないようなので、（６）その他の①から⑥については、事務局の説明のとおり決定する。

――◇○◇――

その他

○岸浪委員長 その他についてを議題とする。

新政クラブ。

○中村委員 一つ提案したいと思っている。実は、この議運もそうだが、私たちの議会は本会議以外に各委員会を開催しており、その中でも、いろいろな部分で情報を集めたり、熱心な議論が展開されている。やはり、その議論を一般の市民の方に知らせていかなければいけない部分が私たちの責任としてある。逆に、一般の市民からすると、どういう審議をしたのか、委員会の内容を見たい、知りたいと思ったときに、手に入れる権利があると思っている。現状、本会議についてはインターネット等で閲覧ができるが、委員会の議事録についての現状の取り扱いは、公文書公開請求は、市民の方が手続をとって、書類を書いて提出して、１週間程度後に、庁内の調整がとれて、市民の方が閲覧することができる形になっている。これは非常に手間がかかるし、一般の市民の方は、書類を出して、もう一度、議事録を見に来ないといけないので、二度手間がかかる。今、情報公開を進めている時代の流れにあって、見直しをする必要があるのではないかと考えている。ただし、のべつまくなし情報公開する、どこでも見られると

いうのは経費がかかるという、もう一方での問題がある。私たちの提案の内容は、必要と思われる方が見に来られるスタンスをつくりたい。ついては、情報公開室、そして、旧津久井4町が合併して、それぞれの地域の総合事務所4カ所程度には、委員会の議事録を常備備えつけておくくらいのことをして、市民の方に委員会の審議の内容を理解してもらう環境整備をしていく必要があるのではないかと考えている。うちの会派から提案するが、ぜひ皆さんにも理解してもらいたいと思っているので、よろしくお願いします。

○岸浪委員長 新政クラブから、公文書公開請求書にかかわる手続の簡略について提案があった。皆さん方も、市民の皆さんからいろいろな形で意見を聞いていると思うが、今回、改めてそういう話が出てきた。この提案に対して、発言があったら願います。

共産党。

○藤井委員 委員会の議事録は、現状は年度で各委員会ごとに束ねてある。例えば9月定例会の民生委員会の議事録を見たいときにも、つづつであるから年度ごとになるわけで、1冊しかない。市民はもちろんだが、議員としても、自分の所属していない委員会あるいは自分の委員会での発言や答弁を確認したいというニーズがある。1冊でいいのかということを過去にも問題提起をしたことがあったが、そのときには、それほど需要があるのかみたいな話で一蹴された経過がある。やはり、時代は本当に変わってきたなという実感である。もちろん、今の中村委員の趣旨には賛成で、基本的には、本会議の議事録と性格は何ら変わらない、扱いは同じにすることが基本ではないかと思う。今、公民館にも本会議の議事録は冊子で置いてある。同じにして全く構わないのではないか。万が一、個人情報保護で配慮すべき点は、議事録にするときには措置すればいいことだから、私は、せっかくの新政クラブの提案なので、やはり、その趣旨を思いっきり生かして、本会議の議事録と同じ扱いにする、インターネットでの公開も同じようにする、それには時間もお金もかかるだろうから、直ちにとということではないかもしれないが、ぜひ、そこに向けていくようにしてもらいたい。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 私も今、新政クラブから出された会議録の公開について

は同じ考えを持っている。私自身もこの仕事をする前、同じような環境の場で、委員会の会議録というのは普通に配付されていた職場にいたので、そういう部分で、相模原の議会としても、委員会をさらに活性化させるという意味も含めて、きちっとした会議録として見てもらう体制を整えることは大切なことだと思う。今、藤井委員からもあったが、では、どういう形でどこまでやるのかという部分は、今この場で出て、事務局も検討しなくてはならないだろうから、まず、最低限できるところは何かということで、まず、やれるところから手をつけていくべきではないかと思う。最終的に、いろいろな形で充実していく形がとればベストだと考えている。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 私も大賛成である。議員活動をしていて、委員会の自分の発言だけではなくて、さまざまところでどんな議論があったのかということを見せてもらうときに、例えば家でいろいろなことをやっているときに確認したい場面も出てきて、そういう意味では、事務局にお願いしないといけないというのはどうなのかと以前から思っていたので、そういうことを含めて、市民の方はもちろんだが、私たち議員が仕事をするときにも大事な部分なので、ぜひ検討して、できるだけ広い形での公開ができるようにしていければいいと思うので、大賛成である。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 うちも、もちろん大賛成である。議員活動という視点と、さらに、市民に対する情報公開という視点に立ったときに、やはり、入り口ではないのかなと。これを契機に、どんどん情報公開できるものはつまびらかにしていかなければならないという意味を込めて、この英断というか、契機をつくってくれたことに対して物すごく感謝しているし、これを契機に、ぜひとも情報公開を進めていきたいと思っている。

○岸浪委員長 大沢委員。

○大沢委員 基本的に同じだが、それにつけ加えさせてもらうならば、今、委員会も傍聴できる形の中で、やはり、さらにそれを身近にしていく手段としては、私は大変いいのではないかと思う。

○岸浪委員長 市民連合。

○江成委員 市民連合としても、趣旨に同調して、賛成の意を表した

いと思う。

○岸浪委員長 大体、意見が出された。民主クラブから、情報公開に対する基本的な考え方が出され、個々の発言についてまとめてみると、一つは、現行やられている公文書公開の請求書にかかわる手続をなくして、いつ、どこでも見られる部分、これは常任委員会、特別委員会、もちろん、この議運もその中に入る。

もう一つは、今後の課題もあると思うが、共産党から出された本会議議事録と同じような取り扱いで、身近なところでも見られるという部分があったと思う。二段階の形で、これから進めていく考え方が出された。初めの関係については、できるだけ速やかにという意見も出され、12月の本会議からのような形も意見として出されたが、この件について、事務局としての考え方はあるか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 ただいま話を伺った件については、事務局として、積極的に公開していきたいと考えているが、会議録の編綴の時期が委員会によってばらばらだから、ばらばらに情報公開室に送付するというのではなく、まとまった段階で、全委員会について送りたいと考えている。現在、1冊しかないから、複写するなりして、幾つかの簿冊にしなければいけない作業も若干あるので、なるべく早い時期に送りたいと思うが、若干の時間をもらいたいことが一つと、現在、会議録の編綴は、委員会が終わって、次の定例会の時期までということで作成しているが、そこら辺も若干見直しをした中で、なるべく早い時期に公開できるような体制をとっていきたいと思っている。

○岸浪委員長 今、事務局の考えが出された。一つは、送付時期の問題である。これは委員会議事録の作成時期の問題と、五月雨式に出していくよりも、定例会一括でまとめて出していくという考え方が示された。また、送付先については、新政クラブから提案された情報公開室、各総合事務所、共産党から出された各会派、その部分について、第一段階でやっていく。それを踏まえて、さらに充実していくというのが公明党から出されたので、二段階ぐらいで少し充実していくということだろうと思う。この件について、さらに意見があったらお願いしたい。

無所属クラブ。

○東條委員 会議の部分については委員会というくくりだと思うが、今後、全員協議会については、傍聴できないので、できるようにするのかを含めて、検討課題として挙げてもらうのがいいと思うが、いかがか。

○岸浪委員長 今、そのような意見が出されたが、何かあるか。

今後の検討課題ということだから、全協あるいは部会について、もう少し議論を深めておかなければいけないと思うし、この2つの会議体に対する各会派の温度差もそれぞれあるから、やはり、この温度差を同じような形にしていかないと次のステップにいかないという部分も考えているので、そんなことも含めて、今後、議論する場が出れば、また、その中で議論を深めていきたいということでどうか。――

では、そのようにしたいと思う。

まとめると、公文書公開請求にかかわる手続の簡略化については即実施という形にして、一応、12月定例会からスタートする。議事録の時期については、12月末ぐらいにもう一度報告してもらって、私たちが大体何月ごろとわかっていないといけないので、12月末の最終の議運の中で、おおよそ1月の下旬なのか、ある程度、事務局のほうから時期を示してもらう形にしたいと思うし、送付先については先ほど話したとおりで、次の段階として、予算の関係もあるから、もう少し検討を加えながら、本会議と同じ場所に置いておくということで議論をし、確認をしていきたいと思うが、それでいいか。

共産党。

○藤井委員 会議録もそうだが、関連して、委員会の運営そのもので、冒頭に、傍聴を認めることに異議ないかという形で諮る。それ自体も、以前は傍聴者がいるときに、どの議題について傍聴を認めるかということをやっていたが、それを改善して、いよいよといまいと公開でやろうということで、少しはよくなっているが、しかし、あえて入り口で一々、傍聴を認めるか認めないかということから入るのは、今の時代の流れからして、いかがなものか。非公開にしなければならない事情があるときに、初めて、この会議は非公開としたいと諮る、逆転させる形はどうなのか。それには会議規則なりの改正が必要ということもあると思うが、やはり、そういう

ことも考えるべきではないか。

○岸浪委員長 今、新政クラブから出された内容と形は異なるかもしれないが、委員長としては、今そういう時期に来ていると、実は内々、気持ち的には思っている。ただ、どの時期かという部分と、それから、会議規則の関係があるから、その辺、また皆さんにいろいろ協議してもらえればと思う。とりあえず、新政クラブから出された内容について確認したいと思うが、いいか。――

では、そのようにさせてもらいたい。

今出された内容、各委員会、傍聴の許可ということで皆さんに確認をもらっているが、会議回数が非常に多い議運で、その都度、そういう対応をしているが、既に本会議はそういう手続はとっていない。各委員会も市民の皆さんが既に受付で手続はとっているから、その後、どういうふうなことということについては、今、共産党から出された内容で、いろいろな形があると思うから、そういうふうな形を少し皆さんで議論してもらえればと思うが、今出された案について、皆さんの方から何か発言があったらお願いしたい。

今出された内容について、会議規則の関係もあるが、きょう、この場で結論を出すということでもなくてもいいか。

新政クラブ。

○中村委員 藤井委員が言うことは、私たちも十分理解している。通常でいけば、その手続を簡略するのが望ましいと思っている。ただ、いろいろな場面を想定した中で、非公開で審議しなければいけないという言い方もおかしいが、そういう事案が発生する可能性も出てくるのかなと。私は、今のところは出てこないと思っているし、私が在籍している4年半の間にはなかったし、これからもそんなに想定はできないが、万が一、委員会の中で非公開でする会議を持つ必要が出てくる可能性があるとするれば、選択肢の一つとして残しておく。そのためには、やはり、傍聴について冒頭に委員長が諮る必要もあるのかなという程度だが、そんな意向もあるので、意見だけ出させてもらう。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 私も、本来、傍聴者がいる中で、傍聴を許可するという

ことは拒否する可能性があるという意味で違和感があった。逆に非公開を諮る手続を考えると、常任委員会で諮るのか、議案そのものが、例えば個人情報があって非公開というのでは、傍聴を諮ることと同様に、二段階で諮ることになるのか。例えば、議運で、この議事に関してどうなのかということをして、常任委員会で諮ることになるのか、常任委員会で非公開の部分があったときに、今までどうなっていたのかを知りたい。

○岸浪委員長 いろいろな取り扱いについてどうするかということの前段の議論として進めたいと思うが、今の関係について。

議会事務局長。

○今田議会事務局長 非公開にしていることがなかったから、具体的な事例はないが、それぞれの委員会ごとに委員長が諮ってということなので、議運に諮ってからということは、基本的にはあり得ない。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 やはり、可能性として、非公開の審議も想定しなければいけないことはあると思う。公開していくという方向を見ながらも、万が一そういう事例も発生するかもしれないということは、常に頭に置いておかなければいけないと思う。たしか条例か規則には、諮って非公開とすることができるという規定があったと思うので、それをなくせということではなくて、原則公開、必要ある場合は非公開ということ全体を合意でするということではないか。運営そのものもそういう形で運営できないのかということなので、そのあり方をぜひ検討できたらと思っている。

○岸浪委員長 他に意見はあるか。

公明党。

○加藤委員 事務局に確認だが、傍聴許可の有無の意味、それ自体については、会議規則からのものだけで、こういう理由があって諮るという部分は、ほかに何か考えられるものはあるのか。

○岸浪委員長 議会事務局長。

○今田議会事務局長 実はこれは会議規則ではなくて、委員会条例の中で、委員会は、委員長の許可を得た者が傍聴することができるといった規定から発している。したがって、委員長の許可をどの時点でどういうふうに発するかという問題があるので、例えば運用面で可能なのか、あるい

は条例そのものを原則公開という形で改正する必要があるのか、これはもう少し検討したいと思っている。質問の趣旨と違うかもしれないが、そういったことである。

○加藤委員 その辺の整理が必要ということですね。

○岸浪委員長 議長もいろいろなところで、市民に開かれた議会ということで話をしているので、今、そういうふうな意味で発言があったと思う。各委員会あるいは特別委員会、性格は一緒だが、取り扱いもいろいろあると思うし、また、条例にかかわる部分あるいは運用面でできるのかどうか、もう少し技術的な面で調査研究をしなければいけない部分があると感じたので、次回ぐらいまでにまた持ち寄ってもらって進めていくことにしたいと思うが、どうか。

共産党。

○藤井委員 今思い出したが、要するに、運用の中で、傍聴者がいようといまいと、会議の冒頭に、傍聴を許可するかどうかと諮っている。そのことを決めたときに、委員会条例で許可を得た者が傍聴できるとなっているから、原則公開という形は条例改正しないとできないという中で、そういう運用になった。やはり、事ここに至ってみると、条例改正を検討できないのかということを考える必要があるのではないかと思う。

○岸浪委員長 ほかに意見はあるか。――

ないようなので、この件については、条例改正まで踏み込んでやっていくのかも含めて、次回までに持ってきてもらえればと思うが、いかがか。

――

次回といっても、12月を超えるかもしれないが、次の議題とさせてもらえればと思うので、なるべく早く、余り引っ張らないで結論を出せればと思っている。

いいか。――

では、そのほか何か発言があったらお願いします。――

ないようなので、次回の議会運営委員会は、12月21日本会議終了後に開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午前10時21分 閉会